

平成 28 年 3 月 4 日

各位

会 社 名 K L a b 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 真田 哲弥

(コード番号:3656)

問合せ先 常務取締役 高田和幸

E-mail ir@klab.com

# 第14回新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成28年3月4日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役含む)、監査役(社外監査役を含む)及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価額にて有償で発行するものであり、特に有利な 条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象 者に対する報酬としてではなく、各人の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、 当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役(社外取締役含む)、監査役(社外監査役 を含む)及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

当社は前年度に増して海外展開を当社グループ経営の重点施策のひとつとしていることから、本新株予約権は、下記「II.8.新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、昨年発行した第13回新株予約権(有償ストックオプション)における業績達成条件である営業利益及び海外売上高から、海外売上高のみに集約するとともに、第13回新株予約権(有償ストックオプション)における業績達成条件として定めた海外売上高25億円よりも10%以上高い、平成28年12月期の連結会計年度にかかる本邦以外の外部顧客に対する連結売上高が28億円以上である場合に、本新株予約権を行使できることとなっております。(平成27年12月期の連結会計年度にかかる本邦以外の外部顧客に対する連結売上高は18億5千5百万円となったことから、昨年発行した第13回新株予約権(有償ストックオプション)は消却される見込みです。)

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.32%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

また、割当先である当社役職員と当社との間で締結する割当契約により、平成30年3月31日までの

期間においては、割当てられた個数の半数までの個数に限り行使が可能とする制限が付される予定であり、当該制限も含めて、下記 II.4. に記載の方法より発行価額を定めております。

#### Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役(社外取締役含む) 6名: 2,455個

当社監査役(社外監査役含む)1名:45個

当社従業員 198 名: 2,500 個

### 2. 新株予約権の総数

5,000個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割当てる新株予約権の総数とする。

## 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又は算定方法

普通株式 500,000 株

新株予約権の目的となる株式の種類は、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併を行う場合、当社が会社分割、又は当社が資本金の額の減少を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権1個当たりの発行価額は、金400円とする。

なお、当該金額は、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング30階、代表者野口真人)が、取締役会決議目前日の当社の株価の終値531円、株価変動性78.64%、配当利回り0%、無リスク利子率-0.219%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額531円、満期までの期間4年間、行使条件平成28年12月期の連結海外売上高が28億円以上の場合)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行

使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成28年3月3日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値531円とする。

(1) 当社が、新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(2) 当社が、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は、自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が、新株予約権の割当日後、資本金の額の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使 価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少、合併又は会 社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を権利行使することができる期間(以下「権利行使期間」という。)は、平成29年4月1日から平成32年3月31日(ただし、平成32年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

- 8. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があ

- った場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を 行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合には、この限 りではない。
  - イ. 本新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ロ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は 当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当 社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
  - ハ. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - 二. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ホ. 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた 手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - へ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - ト. 本新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - チ. 本新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 9. 新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合 (株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から 当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定 めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、新株予約権者が前記(8)に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
- (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株 予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社 取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

# 10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予

約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な 調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記5.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 前記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発 生日のうち、いずれか遅い日から、前記7. に定める新株予約権を行使することができる期間 の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件 前記8. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件 前記9. に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権を取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 12. 新株予約権の割当日 新株予約権の割当日は、平成28年3月25日とする。
- 13. 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定める。
- 14. 新株予約権の行使請求受付場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署

- 15. 新株予約権の行使時の払込みを取扱う金融機関及びその取扱場所
  - 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
  - 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
  - 又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署
- 16. 会社法施行規則第54条所定の通知事項
- (1) 発行可能株式総数
  - 93,618,000 株
- (2) 当社は、発行する株式の内容として会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めていない。
- (3) 当社は、種類株式発行会社ではない。
- (4) 当社の1単元の株式数は100株である。
- (5) 当社には、以下イからヌまでに掲げる定款の定めはない。
  - イ. 会社法第139条第1項ただし書に規定する定款の別段の定め
  - ロ. 会社法第140条第5項ただし書に規定する定款の別段の定め
  - ハ. 会社法第145条第1号括弧書又は第2号括弧書に規定する定款の定め
  - 二. 会社法第164条第1項に規定する定款の別段の定め
  - ホ. 会社法第167条第3項に規定する定款の別段の定め
  - へ. 会社法第168条第1項ただし書に規定する定款の別段の定め
  - ト. 会社法第169条第2項ただし書に規定する定款の別段の定め
  - チ. 会社法第174条に規定する定款の定め
  - リ. 会社法第347条に規定する定款の別段の定め
  - ヌ. 会社法施行規則第26条第1号括弧書又は第2号括弧書に規定する定款の定め
- (6) 株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

- 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
- (7) 定款に定められた事項(会社法第242条第1項第1号から第3号まで及び前各号に掲げる事項を除く。)であって、当社に対して新株予約権の引受けの申し込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

別途請求に応じて通知する。

17. 社債、株式等の振替に関する法律所定の通知事項

新株予約権の目的である株式は振替株式であり、当該振替株式については社債、株式等の 振替に関する法律の適用がある。

以上